

区域外就学許可基準

区分	事由	必要書類	対象学校
1	慢性疾患等により、長期間かつ定期的に通院加療を必要とすると認められ、通院する病院の存する通学区域にある学校に通学する場合	・診断書の写し等 ・住民票	小学校及び 中学校
2	健康上又は身体的理由により、通学距離及び時間上最も至近な学校に通学させる必要があると認められる場合	・健康上又は身体的理由を証明する書類 ・身体障害者手帳等 ・住民票	小学校及び 中学校
3	いじめ、不登校等に起因して、指定校に通学することが困難な場合等、特に配慮が必要であると判断される場合	・在籍校長又は在籍園長の意見書 ・住民票	小学校及び 中学校
4	保護者の就労により、下校後の保護・監督者がいないため、保護者の勤務地の存する通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと判断される場合	・保護者の勤務証明書（自営業の場合は営業許可書等） ・住民票	小学校
5	保護者の就労により、下校後の保護・監督者がいないため、児童を預かる親戚等の家の存する通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと判断される場合	・保護者の勤務証明書（自営業の場合は営業許可書等） ・帰宅先依頼書兼預かり承諾書 ・住民票	小学校
6	生活上の事情（保護者等の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等）により、児童を預かる親戚等の家の存する通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと判断される場合	・帰宅先依頼書兼預かり承諾書 ・事情がわかる書類等 ・住民票	小学校及び 中学校
7	保護者が祖父母等の看病のため長期間自宅を離れ、当該祖父母等宅の存する通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと認められる場合	・診断書の写し等 ・住民票	小学校及び 中学校
8	住宅の購入等により、おおむね1年以内に転入することが確定しており、転入先の存する通学区域にある学校にあらかじめ通学する場合	・購入又は賃貸契約書、建築確認書、工事請負契約書等の写し ・住民票	小学校及び 中学校
9	転出により、江戸川区外の学校が指定校となるが、引き続き現在籍校に就学を希望する場合	・転出通知書	小学校及び 中学校
10	兄弟姉妹が在籍しており、通学、学校と家庭との連絡等の利便性を考え同一学校に通学させることが適当と認められ、同時に在籍することが可能な場合。ただし、弟妹が在籍している学校に就学を希望する場合は、当該弟妹が特別支援学級に在籍している場合又はこの表に掲げる許可基準に該当する場合に限る。	・状況に応じた書類 ・住民票	小学校及び 中学校
11	その他教育委員会が特に必要と認める場合	・状況に応じた書類 ・住民票	小学校及び 中学校